

御所農地活用・新規就農支援特区

都道府県名：

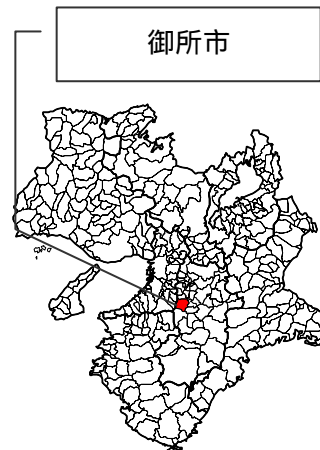
奈良県

申請主体名：

奈良県、御所市

区域の範囲：

御所市の全域



特区の概要：

御所市は大都市近郊都市として発達し、農村部では農家・非農家の混住化と農家の兼業化が進んでいる。ヤマノイモ、柿、鉢花栽培や酪農など集約的な農業経営が行われている一方、農業就業人口の高齢化により担い手が不足し、遊休農地が急速に増加している。このため、特区において農地取得の下限面積要件を緩和し、特産品生産の後継者のほか、多様な担い手の育成を進め、遊休農地の解消、地域農業の活性化とさらには地域全体の活性化を図る。

適用される規制
の特例措置：

・農地取得後の農地下限面積要件の緩和



地場野菜などを販売する農産物直売所



御所市の特産品栽培（ヤマノイモ）